

次期壬生町地域公共交通計画策定業務委託 質問に対する回答

区分	質問内容	回答
1 実施要領について	管理技術者の資格について、「技術士：総合技術監理部門」と記載いただいておりますが、「都市及び地方計画」以外の分野（道路等）は認められないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2 実施要領について	「業務責任者」は1名配置の旨を記載いただいておりますが、「業務責任者」は担当技術者という認識でよろしいでしょうか。	業務責任者は管理技術者（業務主任技術者）と同一の認識となります。
3 実施要領について	参加表明時に提出する「納税証明書（様式その3の3）」について、写しの提出でも問題ございませんでしょうか。	写しでも問題ございません。
4 その他：照査技術者の配置について	配布資料には照査技術者の配置について記載されておりましたが、照査技術者の配置は不要という認識でよろしいでしょうか。	技術士の資格がある照査技術者の配置をお願いいたします。
5 その他：照査技術者の配置について	担当技術者の配置について、人数制限はございますでしょうか。	上限はございません。
6 実施要領について	6月1日のヒアリングには、管理技術者と担当技術者2名で参加予定ですが、担当技術者のうち1名が海外出張の関係で国外にいることから、外部からWEB接続してヒアリングに参加することが可能でしょうか。	参加いただくことは可能です。主にプレゼンテーションを行う者は、配置予定の管理技術者としていただきますようお願いいたします。
7 仕様書について	「③事業実施に向けた検討」に続いて、「⑤計画達成状況評価の策定」となっているが、④にあたる業務項目は、発注にあたって無くなったものとして扱って問題ないでしょうか。	④に業務項目はございません。本来③の次は④と記載すべきところ、⑤を記載しておりました。表記に誤記がありましたこととお詫び申し上げます。訂正部分を赤字で修正し、質問の回答と一緒にウェブサイトへ掲載いたします。